（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う準備行為）

第二十五条　新徴収法第十二条第八項の規定による同条第四項第二号に規定する育児休業給付費充当徴収保険率の変更については、厚生労働大臣は、施行日前においても、同条第八項の規定の例により、労働政策審議会の意見を聴くことができる。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　令和四年度及び令和五年度に係る第五条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第二十条の二第二項の適用については、同項中「及び第五号並びに」とあるのは「から第五号まで及び」と、「附則第十三条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）第一条の規定による改正前の雇用保険法附則第十三条第一項」と、「同法」とあるのは「雇用保険法」と、「第十四条第一項」とあるのは「第十四条の三第一項」とする。

２　第六条の規定（附則第二十条の二の改正規定を除く。）による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和七年度の予算から適用し、令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（検討）

第二十七条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、育児休業給付の財政状況について不断の検証を行い、その状況が安定的に推移している場合においては、育児休業給付の財政状況、国の財政状況等を踏まえ、この法律による改正後の育児休業給付の国庫負担その他の事項に関する検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第二十八条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項第四号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改める。

附則第十項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第十条第十項（第四号に係る部分に限り、同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第三十条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第二項中「第十条第五項」を「第十条第五項第一号」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第三十一条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十二条第四項第三号」を「第十二条第四項第一号ハ」に改める。

（雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十二条　雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「者（」の下に「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）第二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の」を加える。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正）

第三十三条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「教育訓練給付対象者」を「教育訓練給付金支給対象者」に改める。

（政令への委任）

第三十四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十七号

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　重要経済安保情報の指定等（第三条―第五条）
第三章　他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供（第六条―第九条）
第四章　適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等（第十条）
第五章　重要経済安保情報の取扱者の制限（第十一条）
第六章　適性評価（第十二条―第十七条）
第七章　雑則（第十八条―第二十二条）
第八章　罰則（第二十三条―第二十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）